

一般財団法人関西棋院

公認支部規定

付則:この規定は令和5年より新規登録または更新を完了した支部より順次適応される。

更新履歴

2023年1月1日:施行(新規登録・更新完了支部より)順次適応)

第1章 総則

第1条 関西棋院公認支部(以下支部という)は、関西棋院(以下本院という)の発展と囲碁の普及に貢献すると共に、会員相互の棋力向上と親睦を図ることを目的とする。

第2章 構成と承認

第2条 支部は、事務所を定め、支部長、幹事、会計の役員を置くものとする。

第3条 支部は、第2条の役員を含む、3名以上の構成員をもって構成される。

第4条 支部は設立に際して、次の書類及び費用を添えて本院に申し込み、本院の承認を得る。

① 関西棋院公認支部認可申請書

② 支部情報HP掲載申請書

③ 入会金(三万+消費税)

※承認後に支払うものとする。

なお所定の期間までに入金が認められない場合は申請を取り消すものとする。

※ 税率は申請書の提出日ではなく、承認が認められた時点の標準税率を適応する。

第5条 支部承認決定と同時に、本院より「支部認可証」を送付する。

第6条 承認された支部は、当院ホームページに掲載されるものとする。

また一般の方に対する支部への入会方法も併せて掲示する必要があるものとする。

第3章 承認期間の更新

第7条 支部の承認期間は、承認日 及び 更新日より次回の3月末までとする。

第8条 支部は、「関西棋院公認支部更新申請書」の提出と更新費(一万+消費税)の前納をもって、承認期間の更新が認められるものとする。

※ 税率は申請書の提出日ではなく、更新が認められた時点の標準税率を適応する。

第9条 支部は、承認期限の3ヶ月前より更新手続きが可能とする。

第10条 本院より郵送する関係書類は、登録された事務所または連絡担当者宛てに送るものとする。なお該当住所にて書類が受け取れない状況が続いた場合、本院の判断により該当支部の更新は行わないものとする。

第11条 本院は、承認期限までに規定の書類の提出 及び 更新費の支払いの両方、またはどちらかが確認出来ない場合、該当支部の承認更新は行わないものとする。

第12条 承認期間の期限を迎えた時点で本院公認の支部でなくなるものとする。
なお再度承認を得る場合、新規承認の手順を行う必要があるものとする。

第13条 当制度において、「休会」「一時待機」等の状態は認められないものとする。

第4章 事業

第14条 支部は、本院と協力して囲碁の普及活動を行う。

第15条 支部は、第1条の目的を達成するために、囲碁大会の開催、段級位の確立、構成員の棋力向上、初心者の開拓などの活動を行う。

第16条 支部は、その活動において、「関西棋院公認支部」を名乗ることができる。
但し、支部が直接関わらない活動や団体の営業、及び 反社会的勢力や宗教等に関係する活動において、これを名乗ることは出来ないものとする。

第17条 支部は、その活動において当院の「後援」が必要な場合は、所定の手続きのもと、後援申請を行うことができる。

第5章 特典

第18条 本院は、支部の活動に対し、当院ホームページの該当ページの内容に基づき賞品の支援を行う。

https://kansaiiin.jp/subpage/shibu/shibu_shien.html



第19条 賞品支援の申請は、所定の申請書をメールで送付するものとする。

第20条 支部は、賞品支援対象の催事が終了したのち、2週間以内に報告書を提出しなければならない。報告書の提出が確認できない場合、賞品補助を含む全ての特典の申請は認められないものとする。

第21条 支部長による免状申請は、別紙「免状のしおり」に従って、免状の割引支援が受けられるものとする。

第22条 本院は支部に対し、年間において計10通まで級免状を無料で進呈する。ただし、「梱包・送料」は別途必要とする。

第23条 支部長は、その権限において、四段までの免状を申請することができる。

第24条 支部推薦による免状は支部長の権限により、規定の免状料のほか、任意の推薦料を付加することを認め、これを支部運営費にあてることができる。

第 25 条 支部は、支部における活動において、下記の通り本院棋士の派遣を要請することが出来る。

- ① 支部における活動において本院棋士の派遣を要請する場合、所定の申請書を用いるものとする。また申請は希望派遣日の 3 週間前までに行うものとする。
- ② 支部における活動において本院棋士の派遣を要請する場合、1 日の派遣料金は棋士 1 人につき 四万円とする。但し、タイトル経験者並びに 高名棋士についてはこの限りでなく、別途折衝のうえ決定する。
- ③ 派遣に際しての交通費・宿泊費は別途実費を支払うものとする。
- ④ 派遣における 1 日の実務時間は 6 時間以内とする。
6 時間を超える実務時間が発生する場合は、別途追加料金を要する。
- ⑤ 棋士派遣料は派遣後、当院からの請求書の送付をもって請求するものとする。但し、別途要望があれば、前納も可とする。
- ⑥ 派遣料は指定日までに納めなければならない。期日までに入金を確認できない場合、棋士派遣を含む全ての特典の申請・支援は認められないものとする。
- ⑦ 派遣において、直接囲碁に関係する業務以外(司会や応援演説、サイン会など)の依頼は認められないものとする。
- ⑧ 支部として直接運営に関わっていない活動や団体には派遣できないものとする。
- ⑨ 状況により、必ずしも希望の棋士が派遣できるとは限らないものとする。
その場合、望むならば当院より他の派遣棋士を推薦するものとする。

第6章 暴力団排除条項

第26条 本院は、支部の代表者、責任者、またはその活動における関係者が下記に該当する場合、事前通告なく支部の承認の取消しができるものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営や活動に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第27条 前項の規定により承認を取り消した際、支部または関係者に何かしらの損害が生じて、本院は何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

第7章 義務

第28条 支部長は、支部運営及びその活動に関する一切の責任を持つ。

第29条 支部は、当規定を順守しなければならない。

第30条 支部は、その所在地又は役員の異動があった場合、直ちに本院にその旨の連絡を行わなければならない。

第31条 支部は、本院HPに掲載している支部の内容と変更があった場合、本院にその旨の連絡を行わなければならない。

第32条 支部は、前条までの義務を怠った場合は一切の特典を利用出来ないものとする。

第33条 本院は、支部が前条までの義務を怠ったことが確認できた場合、事前通告無く支部の承認を取り消すことができるものとする。

第34条 支部を解散する場合は、その旨を本院に届け出て承認を得ることを要する。その場合「支部認可証」は本院に返却、または破棄しなければならない。



関西棋院公認支部 HP

<https://kansaiiin.jp/subpage/shibu/index.html>

